

青労雇均発0804第2号
平成29年8月4日

関係機関各位

青森労働局雇用環境・均等室長

「全国ハラスメント撲滅キャラバン」の実施に係る周知広報について（協力方御依頼）

雇用均等行政の推進につきましては、平素より御協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が平成28年に改正され、上司・同僚からの職場における妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメントを防止する措置が事業主に新たに義務付けられ、平成29年1月1日から施行されています。

また、育児休業の延長を最長2歳まで等とした改正育児・介護休業法が平成29年10月1日より施行されるところです。

これを受け、厚生労働省では、事業主等に対する効果的な周知を図るため、平成29年7月1日から平成29年12月28日において「全国ハラスメント撲滅キャラバン（以下「キャラバン」という。）」を実施しており、当局においては、キャラバン関連行事として特別相談窓口を開設し、かつ、「労務管理セミナー～平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします！！～」を別添案内のとおり開催することといたしました。

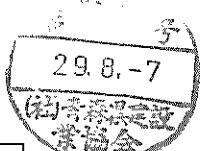
つきましては、下記のとおり資料をお送りいたしますので、事業主や労働者等への周知広報につきまして御協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 送付資料 裏面記載のとおり。

2 その他

改正法の概要に係る広報例については、青森労働局ホームページ（<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>）にも順次掲載いたしますので、適宜ご活用ください。（各種法令・制度・手続き>法改正のご案内を参照）



＜お問い合わせ先＞

青森労働局雇用環境・均等室

TEL 017-734-4211

FAX 017-777-7696

29年8月9日 情報共有フォルダ
担当者 リスケジュール登録

1 送付資料

- (1) ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！（チラシ）
- (2) 「労務管理セミナー～平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします！！～」（チラシ）

青森労働局では、雇用環境・均等室に
ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：平成29年9月1日（金）～平成29年11月30日（木）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

たとえば・・・

働く人

企業の担当者

上司に妊娠を報告したら
「他の人を雇うので早めに
辞めてもらうしかない」と
言われた。

育児短時間勤務をしていた
ら同僚から
「あなたが早く帰るせいで、
まわりは迷惑している。」
と何度も言われ、精神的に非
常に苦痛を感じている。

妊娠・出産・育児休業等に
関するハラスメントの相談
を受けたが、会社として
どうすればよいのだろう。

妊娠・出産・育児休業・介護
休業等に関するハラスメント
の防止措置は、会社としてな
にをすればよいのだろう。



**上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する
ハラスメントの防止措置について**

近年、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントが問題となっています。

このため、平成29年1月1日から、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント
を防止する措置が事業主に義務付けられました。詳細については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

厚生労働省ホームページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 雇用均等 > 雇用における
男女の均等な機会と待遇の確保のために
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/koyoukintou/danjokintou/index.html

- 妊娠・出産をしながら働く女性のためのさまざまな制度があります
(母子健康手帳でも紹介されていますのでぜひ読んでみてください)
- 育児や介護のためのさまざまな制度は、男性も取得することができます

制度について知りたい場合も、ご相談ください。

このほか・・・

働く人

- ◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言されました。
- ◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？
- ◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、
均等法などに違反しますか？

・・・などのご相談にも対応します。

**妊娠・出産・育児休業・介護休業などを
理由とする解雇などの不利益な取扱いは法律で禁止^{*}されています。**

相談して
ください！

青森労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントや妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等の不利益取扱いについてご相談いただけます。そのほか、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントについてもご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. 妊娠したら退職を強要されました。相談したら、労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、労働局長による援助や調停会議による調停を行っています。

青森労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 017-734-4211

住 所 青森市新町2丁目4-25 青森合同庁舎2階 雇用環境・均等室



労務管理セミナー

～平成29年10月1日から改正育児・介護休業法がスタートします！！～

平成29年10月1日施行の育児・介護休業法の改正内容及び妊娠・出産、育児休業・介護休業等に関するハラスメント防止措置の必要性や、法令に基づき必要となった取り組みについてご理解を深めていただくため開催します。

(※ 厚生労働省実施の「全国ハラスメント撲滅キャラバン」関連行事)

併せて、平成30年4月より本格的な無期転換申込権の発生が見込まれる労働契約法の「無期転換ルール」についてご説明いたします。

●日時及び会場（いずれも午後1時30分から午後3時30分まで）

	青森会場(定員:230名)	弘前会場(定員:125名)	八戸会場(定員:100名)
期日	9月5日(火)	9月7日(木)	9月13日(水)
会場	青森県男女共同参画センター「アピオあおもり」 2階 イベントホール 青森市中央3丁目17-1 電話 017-732-1010	弘前商工会議所会館 2階 大ホール 弘前市上鞆師町18-1 電話 0172-33-4111	八戸地域地場産業振興センター「ユートリー」 8階 中ホール 八戸市一番町1丁目9-22 電話 0178-27-2227

※ 各会場とも駐車場の台数に限りがあり一部会場は有料のため、なるべく公共の交通機関をご利用ください。

●説明内容

- ①「改正育児・介護休業法について」
- ②「総合的ハラスメント対策～ハラスメントのない職場環境を目指して～」
- ③「無期転換ルールについて」



●セミナー終了後、個別相談コーナーを設けます。 ●参加料 無料

●対象 事業主、企業の人事労務担当者、労働者、労働組合ほか（どなたでもご参加いただけます）

●主催 青森労働局 青森県 ●後援 青森県労働協会

●申込方法

下記参加申込書に必要事項をご記入の上、各開催日の一週間前までに、青森労働局雇用環境・均等室あてファクシミリ又は郵送にてお申し込み下さい。（定員に達した時点で締め切ります）

青森労働局雇用環境・均等室 ☎030-8558 青森市新町2-4-25 青森合同庁舎

電話 017(734)4211 FAX 017(777)7696

「労務管理セミナー」参加申込書

参加希望会場 ※ ○で囲んで下さい	青森会場	弘前会場	八戸会場
事業所・所属団体 名(又は連絡先)	電話番号 ()		
参加者	役職		
	氏名		

※ 記載いただいた個人情報は、主催者からの事務連絡の必要がある場合にのみ、用います。

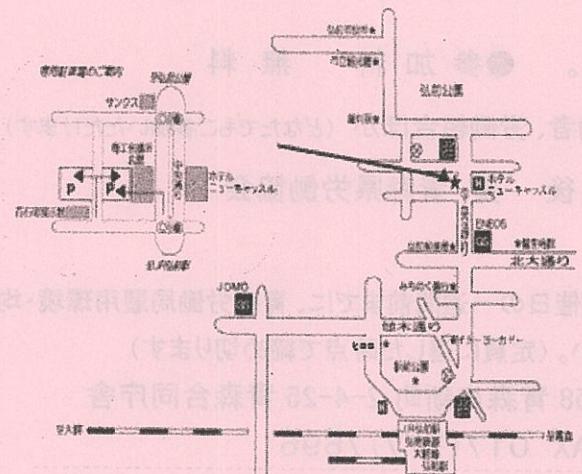
○ 青森男女共同参画センター「アピオあおもり」のご案内



- ※ 東北新幹線 JR 新青森駅
(奥羽本線乗り換え、電車5分)
JR青森駅下車・・・徒歩約25分
タクシー約5分
バス約10分（市役所前バス停下車後、
徒歩約2~5分）
- ※ 青森自動車道青森中央インターから
・・・車で約10分

※ 各会場とも駐車場の台数に限りがあり、
一部会場は有料のため、なるべく公共の交
通機関をご利用ください。

○ 弘前商工会議所会館のご案内



- ※ JR弘前駅から・・・徒歩約15分 タクシー約5分
- ※ ホテルニューキャッスル前バス停から・・・約1~2分
- ※ 東北自動車道大鰐弘前インター、黒石インターから
・・・車で約25分

○ ユートリー（財団法人八戸地域地場産業振興セン
ター）のご案内



- ※ J R八戸駅（東口）から、
徒歩約1分（2階連絡通路で直結）
- ※八戸インターから、車で約7分
- ※フェリーターミナルから、車で約15分